

【短信：アメリカ】

児童を誘拐及び性的搾取から保護するための法律

中川かおり

司法省が2002年10月に発行した報告書^(注1)によれば、米国では年間80万人近くの児童が行方不明になっている。そのうち家族により誘拐^(注2)されたことが判明している児童は20万3900名（うち、98%については後に居場所が確定されるか、無事に親元に戻っている）、家族以外の者により誘拐されたことが判明している児童は5万8200名（うち、99%は後に無事に親元に戻っている）にのぼる。家族以外の者による重大な誘拐（性的目的の誘拐等）の被害者となった児童は115名であり、うち40%が殺害されている。殺害事例の4分の3において、児童は誘拐から3時間以内に殺害^(注3)されていると推定される。

以下では、児童をこうした誘拐や性的搾取から保護するための法規定を大幅に強化する法律を紹介する。この法律の柱は、州の児童発見システムであるアンバー警報システム（2. 第3章参照）に対する連邦の支援を定めたことと、実際の児童を用いないバーチャル児童ポルノ（2. 第5章参照）を児童ポルノに含め直したことの二点である。

1. 審議経過

上院は州のアンバー警報システムに対する連邦の支援を主要内容とする法案^(注4)を2003年1月21日に可決していた。その後、上院ではバーチャル児童ポルノの処罰を目的とする別の法案^(注5)が2月24日に可決された。他方、下院は、バーチャル児童ポルノの処罰とアンバー警報システムを定めるばかりではなく、量刑の決定についての裁判官の裁量を縮減するいくつかの規定を含む法案^(注6)を3月27日に可決した。その後、後者の上院法案に関する両院協議会報告書^(注7)が4月10日に

上下両院で採択され、4月30日に大統領の署名を受けて成立した^(注8)。

2. 法律の概要

第1章 処罰及び犯罪

・合衆国法典第18編第1201条（誘拐）や同編第2251条（児童の性的搾取）に違反した者の監視付き釈放^(注9)の期間を終身とする裁量を裁判官に与える（第101条、18 U.S.C. §3583の改正）。

性犯罪者には常習犯が多いため、こうした規定が設けられた。これまで、監視付き釈放の期間は、重大犯罪で最大5年間、多くの犯罪については最大3年間とされていた。

・第一級謀殺罪となる犯罪類型に「児童虐待」等を加える（第102条、18 U.S.C. §1111の改正）。

この第一級謀殺罪は、死刑又は終身刑に処せられるものである。

・連邦量刑ガイドライン^(注10)における誘拐の量刑レベルを、レベル24からレベル32に引き上げるよう合衆国量刑委員会に指示する（第104条）。

・家族以外の者が未成年者（18歳未満の者をいう。以下同じ）を誘拐した場合には、最低20年間の拘禁刑に処する（第104条、18 U.S.C. §1201(g)の改正）。

・児童買春ツアーの参加者に対する拘禁刑を15年から30年に引き上げる。また、その主催者を処罰する規定を新設し、30年以下の拘禁刑に処する。（第105条、18 U.S.C. §2423(b)の改正、§2423(d)の新設）

・以前に州法又は連邦法に違反して17歳未満の児童に対する性犯罪で起訴された者が、その後さらに連邦法に違反して17歳未満の児童に対する性犯罪で起訴された場合には、終身刑に処する（第106条、18 U.S.C. §3559(e)の追加）。

・親による16歳未満の児童の誘拐に未遂罪を設ける（第107条、18 U.S.C. §1204の改正）。

これまでは、正当な親権の行使を妨げる目的で、児童を合衆国外へ連れ出すこと及び合衆国外にとどめることを、既遂罪として処罰するのみであったが、今回の改正で国内を移動している未遂の期間についても処罰することが可能となった。

第2章 捜査及び訴追

・捜査機関に通信傍受の権限を授け得る犯罪類型に、合衆国法典第18編の第55章（誘拐）や第2251A条（児童売買）等を加える（第201条、18 U.S.C. §2516(1)の改正）。

・18歳未満の児童の誘拐及び性的虐待又は身体的虐待の公訴時効期間を、児童の生存期間に延長する（第202条、18 U.S.C. §3283の改正）。

これまでは、18歳未満の児童に対する性犯罪の公訴時効期間は、その児童が25歳に達するまでとされていた。

・合衆国法典第18編第1201条（誘拐）や第2251A条（児童売買）等の未成年者に対する犯罪を犯した者は、反対事実の証明を行わないかぎり、公判前の釈放を認められない（第203条、18 U.S.C. §3142(e)の改正）。

第3章 公衆へのアウトリーチ

・各州におけるアンバー警報システム間の調整を行うために、司法省にアンバー警報調整官を設ける（第301条、42 U.S.C. §5791新設）。

アンバー警報システムとは、悪質な誘拐事件に際して、法執行機関と放送業者が協力し、高速道路の掲示版やラジオ・テレビ等に誘拐事件の発生や被害者・加害者の特徴等を公開することで児童の早期発見をめざすシステムである^(注11)。大統領は、すでに2002年10月2日に、アンバー警報調整官の指名を司法省に指示しており^(注12)、司法局長のダニエルズ氏（Deborah J. Daniels）が指名されたが、この規定により法律に基づく役職となった。

・アンバー警報調整官は、アンバー警報の発令及びその対象範囲について、統一的な最低限の基準を定める（第302条、42 U.S.C. §5791 aの新設）。

このような基準の設定は、アンバー警報の乱発による公衆の無関心を招かないためにも重要である。

・運輸長官は、アンバー警報システムを開発・改善するための補助金を州に提供することができる。この補助金の財源として、運輸長官には2004会計年度に2000万ドルの支出が授けられた（第303条、42 U.S.C. §5791 bの新設）。

運輸長官及び司法長官は、すでに2002年末に、アンバー警報システムの開発のために州に対して、あわせて1000万ドルの支出を行っていた。

・司法長官は、州のアンバー警報プランの支援のために2004会計年度に500万ドルの支出を授けられた（第304条、42 U.S.C. §5791 cの新設）。

・行方不明の児童及び搾取された児童のための全米センター（NCMEC）^(注13)は、法執行機関と共にを行った活動又はその指示に基づいた活動については、原則として民事訴訟において名誉毀損等による責任を負わない（第305条、42 U.S.C. §5791 dの新設）。

・ NCMEC に対する補助金については、2000会計年度から2003会計年度の間は各年につき1000万ドルであったのを、2004会計年度及び2005会計年度には各年につき年間2000万ドルに増額する（第321条、42 U.S.C. §5777(a), 5773(b)(2)の改正）。

・ 合衆国シークレット・サービスは、NCMEC 及び地方法執行機関の要請を受けて、行方不明の児童の捜査のために、法科学捜査支援 (forensic and investigative assistance) を提供することができる（第322条、18 U.S.C. §3056(f)の追加）。

合衆国シークレット・サービスは約10年前から、NCMEC 及び地方法執行機関に対して、ポリグラフ検査、筆跡鑑定等の支援を提供してきたが、この規定により法律に基づき支援を行うことができるようになった。

・ 公的建造物の管理責任者は、合衆国の公的建造物において17歳以下の児童が行方不明になった場合の手続を、この法律の制定から180日以内に定めなければならない。手続は、少なくともセキュリティ管理職員への通知、児童の詳細な特徴の入手、建造物のすべての出口の監視、法執行機関への通知等の方法について定めなければならない（第363条、42 U.S.C. §5792 a の新設）。

民間企業ではすでに1994年から行われているコード・アダム（Code Adam）^(注14)が公的建造物でも実施されるようにするための規定である。コード・アダムとは、児童が誘拐されたおそれがある場合の職員の行動マニュアルである。

第4章 量刑改革

・ 裁判所が、合衆国法典第18編の第1201条（誘拐）若しくは第1591条（暴行、詐欺、強制による児童の性的目的での人身取引）又は第71章（猥

褻）、第109A章（性的虐待）^(注15)、第110章（児童の性的搾取その他の虐待）^(注16)若しくは第117章（不法な性的活動及び関連する犯罪のための輸送）^(注17)に該当する事件について、被告人に対して連邦量刑ガイドラインの定める範囲の下限を下回る量刑を下すこと（下方離脱）は、ガイドラインからの離脱が適当であるとして列挙された根拠に基づく場合にのみ許される（第401条、18 U.S.C. §3553(b)(2)の追加）。

また、ガイドラインからの離脱一般について、裁判所は量刑委員会に対して書面により理由を提出しなければならない（第401条、18 U.S.C. §3553(c)の改正）。

さらに、控訴審は、一定の場合には、量刑の離脱が事実審の裁量の範囲内であるか否かにとどまらず、事実審による事実に対するガイドラインの適用を一から審査できる^(注18)（第401条、18 U.S.C. §3742(e)の改正）。

第5章 猥褻物及びポルノ

・ 1996年児童ポルノ防止法（Child Pornography Prevention Act of 1996）により設けられた、バーチャル児童ポルノ（実際の児童を用いないポルノ。コンピュータ合成によるポルノや未成年のように見える成人を用いたポルノがこれに含まれる。）の定義を、より限定的な文言に修正する（第502条、18 U.S.C. §2256(8)(B)の改正、§2256(8)(D)の削除）。

この修正は、2002年4月16日の連邦最高裁判決（Ashcroft 判決）^(注19)が、バーチャル児童ポルノの定義規定を、過度に広汎であり、表現の自由を保障する合衆国憲法第一修正に違反するとしたことを受けたものである。この改正により、バーチャル児童ポルノの映像は児童ポルノを取締まる合衆国法典第18編第110章（児童の性的搾取その他の虐待）に基づく処罰の対象にとどまることとなった。

・実際の未成年者のポルノ描写又はバーチャルな未成年者の猥褻な描写を含むと行為者が信じ、又は他の者に信じさせようとするものを、宣伝したり配付したりすることを新たに禁止する（第503条、18 U.S.C. §2252A(a)(3)(B)）。

また、実際の未成年者又はバーチャルな未成年者のポルノを利用して、未成年者を違法行為に誘う行為を新たに処罰する（第503条、18 U.S.C. §2252A(a)(6)の追加）。

・①未成年者が性的に露骨な行為を行う猥褻な描写又は②実際の未成年者若しくは未成年者のように見える者の、ハードコア・ポルノにあたる、文学的・芸術的その他の価値を有しない描写が、絵画・漫画・彫刻等の形で行われる場合に、頒布することを意図した作成、所持等を処罰する（504条、18 U.S.C. §1466Aの新設）。

・政府は、訴訟にあたり、児童ポルノの描写対象者である未成年者の氏名、住所、社会保障番号その他の非身体的識別情報が証拠として公表されないように申請できる（第505条、18 U.S.C. §2252A(e)の追加）。

・政府は、合衆国内で頒布する意図で国外で児童ポルノを作成する者をも訴追する権限を有する（第506条、18 U.S.C. §2251(c)の挿入）。

・成人を騙してインターネット上の猥褻物を閲覧させるために、故意にミスリーディングなドメイン名を利用する者は、合衆国法典第18編に基づく罰金若しくは2年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。また、未成年者を騙して未成年者に有害なインターネット上の資料を閲覧させるために、故意にミスリーディングなドメイン名を利用する者は、合衆国法典第18編に基づく罰金若しくは4年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。（第521条、18 U.S.C. §2252

Bの新設）

第6章 雑則

・1996年通信品位法（Communications Decency Act of 1996）により設けられた、18歳未満の者へのオンラインによる有害情報の提供を処罰する規定を限定的な文言に改正する（第603条、47 U.S.C. §§223(a)(1)(B), 223(d)(1)の改正）。

^(注21)
この改正は、1997年6月26日の最高裁判決でこの規定の文言が過度に広汎であり、合衆国憲法第一修正に違反するとされたことを受けて行われた。

・合衆国法典第18編第2251条（児童の性的搾取）、第2252条（未成年者の性的搾取にかかわる素材に関する一定の行為）又は第2252A条（児童ポルノを構成し又は包含する素材に関する一定の行為）の定める児童ポルノの作成及び頒布に関連する犯罪で有罪判決を受けた者は、全米性犯罪者登録簿への登録を義務づけられる（第605条、42 U.S.C. §14071(a)(3)(iii)の挿入）。

これまで全米性犯罪者登録簿への登録を義務づけられていたのは、未成年者に特定の犯罪を行なった者及び特定の性暴力犯罪で有罪判決を受けた者であったが、この登録対象者が拡大された。

・偽のID文書を利用する目的で、偽の認証表徴（authentication features）を売買すること等を処罰する。認証表徴とは、IDが真正なものであることを証明するために公的機関が発行するホログラム、シンボル、コード等をいう（第607条、18 U.S.C. §1028(a)の改正）。

・違法なドラッグの製造、頒布、利用等のために、他人に場所を提供する者は、刑事罰に服するだけでなく、25万ドル又は提供により得た収

入の2倍のいずれか大きい額以下の過料を支払わなければならない(第608条、21 U.S.C. §§856(a),856(d)の改正)。

・合衆国法典第18編第109A章(性的虐待)に該当する犯罪者の身元が分からない場合には、氏名不詳のまま特定のDNA特性を持つ者として起訴することができる。この起訴が5年の公訴時効期間内である場合には、後に犯罪者の身元が特定されるまで期間の進行は停止する。(第610条、18 U.S.C. §3282(b)の追加)

3. 主な批判

この法律は、有効性が実証されているアンバー警報システム^(注22)への補助を含むため、正々面きっての反対は少なく、上下両院では圧倒的多数で可決された。しかし、各論では以下のように多くの批判が出されている。

第一に、量刑の決定について裁判官の裁量を縮減する規定についてである(第104条、第106条、第401条ほか)^(注23)。

特に、ガイドラインの下方離脱が多いことを問題視する議員により設けられた第401条については、裁判官や法学者を中心として批判が強い。確かに、下方離脱の数は多いが、それらの多くは司法取引のために又は移民関連事件の残務を減らすために政府の要求に基づいて認められたものである。政府は、下方離脱が不適切と考える場合には控訴することができ、その場合80%近くの事件で勝訴しているのであるから、裁判官の裁量権を縮減する必要はない。1984年包括的犯罪規正法に基づく量刑システムは、事実認定を行う裁判官が最も適切な量刑判断をなすという理解に基づいて慎重に作成されている。第401条のような改正は、このシステムを改変するものであり、不適切ではないか。

第二に、公訴時効期間の延長についてである

(第202条)^(注24)。児童犯罪の被害者が、被害を口に出せないことを考慮したものであるが、こうした延長が迅速な立件に向けた捜査官のインセンティブを削ぐおそれがある。

第三に、ミスリーディングなドメイン名を禁じる規定についてである(第521条)^(注25)。この法案においては「ミスリーディング」という文言は定義されておらず、過度に表現の自由を抑制するおそれがある。また、明確に猥褻な名前がドメイン名についていけばよいとするのはおかしい。なぜなら、こうした措置によりかえって児童の関心が猥褻なサイトに向いてしまい、逆効果になりかねないからである^(注26)。

第四に、違法なドラッグの製造、頒布等を利用された場所の所有者等の責任を問う規定についてである(第608条)^(注27)。この規定によれば、所有者は最善をつくしても処罰されるおそれがある。そのため、薬物をひろめようという意図が全くない所有者までが大きなコンサートやイベントを開くことを躊躇することになりかねず、不当ではないか。

第五に、実際の児童を用いたポルノだけではなく、コンピュータ合成による児童ポルノを処罰対象とし直す規定についてである(第502条)^(注28)。この規定は、Ashcroft 判決によっても、実際の児童を用いないポルノを取り締まることができるとの解釈を前提としている。しかし、実際の児童を用いないポルノは、被害者にあたる児童がいらないためそもそも取締まるべきではないことから、同判決はバーチャル児童ポルノの処罰一般を禁じていると解釈できる。この見地からは、今回改正された合衆国法典の文言もまた違憲の疑いがある。

注

- (1) Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, "National Incidence Studies of Missing, Abducted, Runaway, and Thrownaway Children,

- NISMART-2*” (2002.10).報告書の調査対象年は、1997年から1999年であるが、具体的な数値は1999年のものである。重大な誘拐の被害者の115名以外は、まるめた数字が用いられている。
- (2) 親による誘拐という類型は、米国での離婚率の高さを反映している。離婚し、別居している親による児童の誘拐は相当数にのぼるようである。
- (3) 149 CONG. REC. H3064 (daily ed. April 10, 2003) (statement of Rep. Royce).
- (4) S.121, 108th Cong. (2003).
- (5) S.151, 108th Cong. (2003) (enacted).
- (6) H.R.1104, 108th Cong. (2003).
- (7) H.R. CONF. REP. NO.108-66 (2003).
- (8) An Act To prevent child abduction and the sexual exploitation of children, and for other purposes, Apr. 30, 2003, Pub.L. No.108-21, 117Stat. 650.略称は、PROTECT Act である。
- (9) 米国では、1年以上の拘禁刑が被告人に科される時又は制定法により要求されているときは、裁判所は拘禁刑の終了後、被告人を監視付き釈放(supervised release)に定めなければならないとされている。U. S. SENTENCING GUIDELINES MANUAL § 5D1.1(a) (2002).
- (10) 1984年包括的犯罪規正法に基づいて、連邦裁判所の量刑裁量を適正化し、その基準を明確化・公平化するために定められるガイドライン。犯罪類型毎に量刑基本レベル及び許される裁量範囲を定める。このガイドラインを作成するのが合衆国量刑委員会である。詳細は、篠塚一彦「合衆国連邦量刑ガイドライン」『上智法学論集』31巻3号(1988)参照。
- (11) 2003年5月29日現在、このシステムは42の州で採用されている。このシステムのために無事に親元に戻ることできた児童は70名にのぼる。ちなみにアンバー(Amber)とは、1996年にテキサスで誘拐され、殺害された Amber Hagerman という女兒の名前であり、America's Missing: Broadcast Emergency Response の頭文字でもある。詳細は次のサイトを参照。<http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=1176>
- (12) Remarks at the White House Conference on Missing, Exploited, and Runaway Children, 38 WEEKLY COMP. PRES. DOC. 1666 (Oct. 2, 2002).
- (13) NCMEC は1984年に設立された。この団体は、26 U.S.C. §501(c)(3)に定める免税措置の対象となる団体であり、司法省と協力して行方不明の児童や性犯罪の被害にあった児童の早期発見や児童の誘拐・性的虐待を防止するための公衆啓蒙活動を行っている。
- (14) 1994年にスーパーマーケットのウォールマートが作成し、現在では全米で3万6000の店舗で実施されている。概要は次のとおりである。親などから児童が行方不明になったとの通知を受けたときは、コードアダム警報の発令を受けて、予め指名された職員がただちに児童の捜索にとりかかり、建造物のすべての出口を監視する。捜索開始から10分以内に児童が見つからない場合又は児童が保護者以外の者と一緒にいたことが判明した場合には、警察に連絡する。詳細は次のサイト参照。<http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/ServiceServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=588>
- (15) この章は、第2241条—第2248条からなる。第2241条、第2243条、第2246条の翻訳は、次の文献参照。山田敏之「児童買春ツアーに出かけ児童を買春した者に対する送り出し国と受入国の処罰規定」『外国の立法』34巻5-6号, 1996, pp.119-120.
- (16) この章は、第2251条—第2260条からなる。この章の主な条文の翻訳は、次の文献参照。山田敏之「先進各国における児童ポルノの取締に関する規定」『外国の立法』34巻5-6号, 1996, pp.160-168.
- (17) この章は、第2421条—第2428条からなる。第2423条の翻訳は、山田前掲(注15) p.120参照。
- (18) これは、Koon v. United States, 518 U.S. 81 (1996) において示された最高裁の判断を覆す規定である。
- (19) Ashcroft v. the Free Speech Coalition, 535 U.S.

234 (2002).

- (20) Child Pornography Prevention Act of 1996 (CPPA), Sept. 30, 1996, Pub. L. No. 104-208, Div A, Title I, § 101(a) [Title I, § 121 (subsec.2)], 110 Stat. 3009-27により新設された18 U.S.C. § 2256 (8)は、バーチャル児童ポルノを初めて処罰の対象に含めた。それまでは、実際の児童を利用した場合のみが処罰の対象とされていた。これまでの児童ポルノ関連法について簡潔に整理されたものとして次の文献を参照。Sue Ann Mota, “The U.S. Supreme Court addresses the Child Pornography Prevention Act and Child Online Protection Act in *Ashcroft v. Free Speech Coalition* and *Ashcroft v. American Civil Liberties Union*”, *Federal Communications Law Journal*, Dec. 2002, pp.85-98.米国を含めた先進諸国のポルノ規制を概観したものとして、山田敏之「先進諸国における児童ポルノ規制」『外国の立法』34巻5-6号, 1996, pp.139-144.
- (21) *Reno, Attorney General of the United States, et al v. American Civil Liberties Union et al*, 521 U. S. 844 (1997). この判決の紹介及び合衆国法典第47編第223条の翻訳は、次の文献参照。土屋恵司「オンラインにおける有害情報から子どもを守る法律の合憲性」『外国の立法』213号, 2002.8, pp.158-165.
- (22) (注11) 参照。

- (23) 149 CONG. REC. S5145-46 (daily ed. April 10, 2003) (statement of Sen. Leahy), 149 CONG. REC. S5154 (daily ed. April 10, 2003) (statement of Sen. Levin).
- (24) 149 CONG. REC. S5147 (daily ed. April 10, 2003) (statement of Sen. Leahy).
- (25) Ibid.
- (26) レーヒー議員は、こうしたドメイン名を持つサイトは attractive nuisance になってしまうとして批判する。attractive nuisance とは、所有地上に子どもの興味を惹くような危険な設備、物品、道具、状態が存する状態をいう。不法行為法上、所有者は予測される子どもの侵入者への危険を防止するために通常の注意を払う義務を負う。
- (27) 149 CONG. REC. S5147-48 (daily ed. April 10, 2003) (statement of Sen. Leahy), 149 CONG. REC. H3072 (daily ed. April 10, 2003) (statement of Rep. Kilpatrick).
- (28) 149 CONG. REC. H3061 (daily ed. April 10, 2003) (statement of Rep. Jackson-Lee), 149 CONG. REC. H3072 (daily ed. April 10, 2003) (statement of Rep. Scott).

(なかがわ かおり・海外立法情報課)

【短信：アメリカ】

医療過誤訴訟改革

宮田 智之

2003年3月13日、連邦下院は医療過誤訴訟改革法案 (Help Efficient, Accessible, Low-cost, Timely Healthcare Act of 2003 : H.R.5) を229対196で可決した。共和党が多数を握る下院にお

いて、さほどの困難もなく可決された本法案は、「非経済的損害賠償」(non-economic damages) についての上限額の設定等を定めている。